

清水港日の出ふ頭観光案内所企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症終息後においては、清水港へのクルーズ船の寄港が急増しており、特に乗客 2,000 人以上の大型外国客船の寄港が増加しチエル。令和 6 年度においては 86 隻予定、令和 7 年度においても、100 隻以上の予約が入っており、多くの観光客が清水港に来訪する予定である。

一方、清水港の観光案内においては現在通訳ボランティアが清水港案内の業務の一部として、観光案内を行っているものの、客船数及びリピーター客の増加により、お客様ニーズが多種に渡っていることや観光客数の増加に対応が追いついていないことが課題として挙げられている。

そこで令和 7 年より清水港日の出ふ頭にトレーラーハウス型の観光案内所を設置し、静岡市内の旅行知識に長けた専門人材による観光案内所を運営し、顧客満足度の向上及び観光消費額の向上を目指すこととする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 清水港日の出ふ頭観光案内所企画運営業務

(2) 業務内容

別紙「清水港日の出ふ頭観光案内所企画運営業務」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限金額

12,200,000 円（消費税額及び地方消費税額 10%を含む）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

受託決定事業者と協議の上、決定する。

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第

三者に委託する必要があるときは、あらかじめ清水港客船誘致委員会（以下、委員会とする。）の承認を得た上で、許可する。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （３）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- （４）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年４月１日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- （５）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （６）観光庁長官登録第１種旅行業または静岡県知事登録第２種旅行業または第３種旅行業並びに地域限定旅行業の資格を有するものであること。
- （７）仕様書に合致した業務を確実に実施できるものであること。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始	令和７年３月３日（月）	委員会ホームページ上で公開します。
質問受付	令和７年３月12日（水）17時まで	質問書【様式５】に記載の上、電子フォームより提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和７年３月17日（月）17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出（プロポ	令和７年３月21日（金）17時	電子フォームにて提出し

一ザル参加申請書等提出書類一式を含む)	で	てください。
書類選考（１次選考）	令和７年３月２４日（月）から令和７年３月２５日（火）まで	書類選考により３者程度を審査します。
書類選考（１次選考） 審査結果通知	令和７年３月２５日（火）	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を電子メールにて通知します。
プレゼンテーション（２次選考）	令和７年３月２７日（木）	
最終審査結果の通知	令和７年３月３１日（月）	プレゼンテーション（２次選考）の参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和７年４月４日（金）１２時まで	
説明要求に対する回答	令和７年４月９日（水）１７時まで	

５ 提出書類等

- （１） プロポーザル参加申請書【様式１】
- （２） 会社概要書【様式２】
- （３） 類似事業実績報告書【様式３】
- （４） 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式４】
- （５） 商業登記簿謄本
- （６） 貸借対照表、損益計算書（直近３年度分）
- （７） 納税証明書（申請日前３ヶ月以内に証明されたもの）
 - ① 消費税納税証明書（１部、直近３カ月以内）
 - ② 市民税納税証明書（１部、直近３カ月以内）
- （８） 企画提案書
- （９） 見積書

６ 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- （１） 書式

① 用紙サイズはA4番を基本とし、縦横どちらでも構いません。

② 企画提案書は下記フォームより提出してください。

(提出フォーム) <https://logoform.jp/form/79j2/926332>

ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF形式としてください。

③ 提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。

また提案書についてはMicrosoft PowerPoint またはPDF形式としてください。

④ 質問については個別に回答することができません。

HPに掲載されている質問用紙に記入の上、令和7年3月12日(水)17時までに下記フォームまで提出してください。

(提出フォーム) <https://logoform.jp/form/79j2/926814>

⑤ 仕様書別紙2の年間寄港一覧表の閲覧を希望する場合、11 問い合わせ先である事務局にメールにて問い合わせしてください。

7 書類選考(1次選考)

(1) 実施方法等

① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、3者程度を審査します。

② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。

③ 応募者が4者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション(2次選考)

(1) 実施方法等

① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

ア 準備: 5分

イ 説明: 15分

ウ 質疑応答: 15分

② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。

③ プレゼンテーションの出席者は、2名以内とします。

④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。

⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。

⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開

とします。

(2) 評価者

委員会が設置する清水港日の出ふ頭観光案内所審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数としたものを本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の1名でも35点を下回る評価をした場合。
- ② 審査員の評価点の合計が150点を下回った場合。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため委員会から入手した資料等がある場合は、委員会の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について委員会は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館17階）

静岡市観光交流文化局 観光政策課 振興・MICE係

クルーズ船 サブプロジェクトチーム 担当者：武馬

電話：054-221-1454

メール：kankou@city.shizuoka.lg.jp

清水港日の出ふ頭観光案内所企画運営業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点 ①	1. 事業実施体制	旅行業法の登録を受けているか、又は登録を受けている事業者と連携協力して事業を遂行する体制となっているか。また、観光案内所運営において、十分な人員体制か。	5点	×2	
	2. 類似事業実績	過去に類似業務の受注実績があり、同等以上の規模の契約を履行した実績があるか。	5点	×1	
視点 ②	3. 観光案内所の運営	観光案内所の運営において市内周遊促進を行うことができるか。	5点	×2	
	4. 観光情報の収集	季節ごとの観光情報の収集を行っているか。	5点	×1	
視点 ③	5. クルーズ船観光客向けツアー造成及び販売	クルーズ船観光客（FIT）に向けた地域資源を活かした、魅力的なツアー造成及び販売ができるか。	5点	×2	
	6. 情報発信	クルーズ船インバウンド観光客を対象とした効果的なSNS発信ができているか。	5点	×2	
合 計					50点